

福岡県公報

平成31年4月5日
第4082号

目次

告示(第294号-第302号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …… 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …… 4
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …… 4

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …… 5
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …… 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …… 9
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …… 11
- 平成31年度福岡県調理師試験の実施 (健康増進課) …… 13
- 障害者就業・生活支援センターの指定の取消し (新雇用開発課) …… 14
- 障害者就業・生活支援センターの指定 (新雇用開発課) …… 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (人権・同和对策局調整課) …… 15
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …… 15
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

- (中小企業振興課) …… 16
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …… 16
- 漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧 (水産振興課) …… 16
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (水産振興課) …… 16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …… 16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 18
- 二級建築士の免許の取消し (建築指導課) …… 18

選挙管理委員会

- 福岡県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会を開催すべき場
所及び日時の変更 (市町村支援課) …… 18

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) …… 19
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第3条
第1項第4号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある
日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …… 22
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第1号ニの規定に基づ
く習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) …… 22

告 示

福岡県告示第294号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字石堂3057の22から3057の24まで・3177の4・3177の5（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第295号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字石堂3057の22から3057の24まで・3177の4・3177の5（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成29年1月福岡県告示第23号甘木都市計画下水道事業甘木公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
朝倉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝倉筑前都市計画下水道事業甘木公共下水道
- 3 事業施行期間
平成7年12月15日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年1月福岡県告示第23号の事業地に次の区域を加える。

朝倉市 大字柿原	字池ノ内、字コヤシキ、字若山、字島田の各字の一部
大字屋永	字西原、字坂本の各字の一部
大字一木	字原口、字杉本、字ヲワタ、字下長牟田の各字の一部
大字小田	字東鳩胸、字西鳩胸、字童子丸、字植木田、字北ノ松、字牟田々ノ上、字丸山、字野田、字北ノ原、字ウド、字堂ノ前、字本村、字古野、字辰頭、字正信、字平塚道、字南出口、字切通、字茶臼塚、字小塚ノ本、字官郷野、字城林の各字の一部
大字甘木	字村崎、字棚田、字池尻、字貝原、字株ケ町、字島巡りの各字の一部
大字千代丸	字畑田の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第297号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第231号筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

八女市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業八女市公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月25日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成30年3月福岡県告示第231号の事業地中八女市本町字宮ノ畑の一部を削除し、次の区域を加える。

八女市 室岡 字折部屋舗、字志計、字堀見手、字弥五郎、字前畑、字田代、字陣ノ前、字四丁堀、字西山ノ上、字山ノ上、字三反畑、字坂ノ下、字長畑、字中道、字東中ノ沢、字岡山の各字の一部

亀甲 字北原、字植初、字僧都、字後田、字東原、字前田の各字の一部

龍ヶ原 字緑野、字久里の各字の一部

蒲原 字辺田、字中牟田、字祓坂ノ上、字野ノ下、字植初、字代官田、字肥後町の各字の一部

稲富 字清水前、字大野の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第939号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津市公共下水道（福岡処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業

福津市公共下水道（福岡処理区）

3 事業施行期間

昭和40年7月28日から平成38年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年11月福岡県告示第939号の事業地に次の区域を加える。

福津市 手光 字湯ノ浦、字山中、字立花木、字長畑、字犬神、字徳法師、字通り堂、字五反田、字堂ノ向の各字の一部

八並 字仮水、字吉原、字山中、字山ノ後の各字の一部

畦町 字菅牟田、字岩崎の各字の一部

久末 字迎立林、字久末、字桑木、字桑田の各字の一部

津丸 字鳥越、字宮城、字四郎丸、字小西、字落合、字出町の各字の一部

上西郷 字トリゴエ、字カドタ、字ミノブチ、字ヲヲヤ、字ミズマチ、字ミギワ、字ニシサキ、字ヤケミドウ、字カワラ、字ヒヤクドウ、字イチチョウダ、字マサナゴの各字の一部

東福岡七丁目の一部

東福岡二丁目の一部

福岡駅東三丁目の一部
村山田の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年11月福岡県告示第940号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津市公共下水道（津屋崎処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業
福津市公共下水道（津屋崎処理区）
- 3 事業施行期間
平成8年10月7日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
平成27年11月福岡県告示第940号の事業地に次の区域を加える。
福津市 西福岡三丁目の一部
宮司の一部
宮司元町の一部
宮司ヶ丘の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡線	前	糟屋郡粕屋町若宮二丁目279番3先から 糟屋郡粕屋町若宮二丁目276番4先まで	13.2 ～ 19.0	102.0
			後	糟屋郡粕屋町若宮二丁目279番3先から 糟屋郡粕屋町若宮二丁目276番4先まで	11.0 ～ 17.4	102.0

福岡県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町若宮二丁目279番3先から 糟屋郡粕屋町若宮二丁目276番4先まで

福岡県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	吉富本耶馬溪線	築上郡上毛町大字下唐原988番先から 築上郡上毛町大字下唐原854番1先まで	京築県土整備事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月19日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成31年4月22日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

車両用燃料（ガソリン・軽油ローリー給油）単価契約

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年6月3日（月曜日）から平成32年3月31日（火曜日）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部敷地内ガソリントank、軽油タンク

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロード

ードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年5月20日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590・2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成31年4月5日（金曜日）から平成31年5月20日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年5月20日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成31年5月21日（火曜日）午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

各見積単価（1L当たりの8%税込み単価）に発注予定数（レギュラーガソリン437,500L、軽油7,900L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（1L当たりの8%税込み単価）に発注予定数（レギュラーガソリン437,500L、軽油7,900L）を乗じ、合計した金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（8%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン437,500L、軽油7,900L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（8%税込み）に発注予定数（レギュラーガソリン437,500L、軽油7,900L）を乗じ、合計した金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Gasoline and light oil (Stored in a tank) estimated yearly total:437,500 liters and 7,900 liters
- (2) Contract Period:From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31,2020
- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5:45 PM on May20, 2019
- (5) Unit/ Section in charge of the notice:Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext.2590・2233)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
コピー用紙単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

- る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属

- する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表(様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- (電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)
- 申請書は、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成31年4月18日(木曜日)までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に関する仕様書に示した物品であることの証明書を期日までに提出して確認を受けたものに限る)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
- 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

コピー用紙単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成31年6月1日から平成32年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成31年5月16日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	A A,A,B
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることの証明書を下記5に掲げる者へ平成31年4月22日（月曜日）午後5時00分までに提出して確認を受けた者。

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)
FAX番号 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成31年4月5日(金曜日)から平成31年4月22日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
郵送の場合 平成31年5月15日(水曜日)午後5時00分
持参の場合 平成31年5月16日(木曜日)午後4時00分
- (3) 提出方法
持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務厚生課入札室(行政南棟1階)
- (2) 日時
平成31年5月17日(金曜日)午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合

にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price.

- (2) Time Limit for Tender :
4:00 P M on May 16 , 2019
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division,
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

平成31年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 公衆衛生学
- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

平成31年10月12日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

福岡市早良区西新六丁目2番92号 西南学院大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（82円分の切手を貼付）1部及び次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）を添えて公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に提出すること。

① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部

② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、大牟田市及び久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、平成31年5月13日（月曜日）から同月31日（金曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、平成31年5月13日（月曜日）から受け付けることとし、同年6月7日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体窓口受付（代表者が、5人以上の受験申込みに係る書類を公益社団法人調理技術技能センターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、平成31年5月13日（月曜日）から同年6月7日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体窓口受付を行う場合は、事前に公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡を行うこと。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成31年11月29日（金曜日）午前10時00分に発表する。発表は、公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及び公益社団法人調理技術技能センターに掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消したので、法第32条第2項の規定により公示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称

社会福祉法人自遊学舎

障害者就業・生活支援センターちくし

2 住所

嘉穂郡桂川町大字吉隈630番地の1

3 事務所の所在地

春日市春日公園五丁目16番コーポ220-1-1

4 取消年月日

平成31年3月31日

5 取消理由

法第28条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるため

公告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、次の者を同法第28条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第27条第2項の規定により公示する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

社会福祉法人野の花学園

障害者就業・生活支援センターちくし

2 住所

福岡市中央区天神二丁目13番17号

3 事務所の所在地

春日市春日公園五丁目16番コーポ220 1階

4 指定年月日

平成31年4月1日

公告

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則案につ

いて、次のとおり意見を募集します。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成31年3月27日から平成31年4月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課に備え置きます。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

嘉飯山砂利建設株式会社

(2) 所在地

飯塚市南尾24番地4

(3) 代表者

代表取締役 坂平 順子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成31年3月25日

4 処分の理由

嘉飯山砂利建設株式会社は、平成31年3月1日午後4時に福岡地方裁判所飯塚支部

から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年3月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルキョウ原田店
- (2) 所在地 筑紫野市原田四丁目13-7

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社マルキョウ 代表取締役 斉田 敏夫 大野城市山田五丁目3番1号	株式会社マルキョウ 代表取締役 斉田 敏夫 大野城市山田五丁目3番1号
	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外濇二丁目38番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の

定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
本道寺・香園土地改良区	平成31年3月26日

公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、福岡県筑前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により公告する。

その事業計画の案は、平成31年4月5日から同月25日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成31年3月20日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成31年1月18日福岡県公報第4060号公告）の一部を、同条第8項の規定に基づき、同計画別添「福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める「くろまぐる」について」の一部をそれぞれ変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（平成31年3月14日福岡市告示第87号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成31年3月14日福岡市告示86号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市梅ヶ丘二丁目4234番2及び4235番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
太宰府市梅ヶ丘二丁目4235番地1
社会福祉法人笑楽福祉会
理事長 龍頭 吉弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第二工区）田川郡糸田町字法躰3700番6、3700番9、3700番12、3700番16、3700番32から3700番35まで、3700番38、3700番39、3700番41、3700番42及び3712番5、字皆添3700番29、字川原田3700番30及び3700番31並びに字古宮3713番1及び3713番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡糸田町1975番地1
糸田町
糸田町長 佐々木 淳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字道徳2846番1及び2848番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
群馬県太田市東矢島町202
株式会社カネコ・コーポレーション
代表取締役 金子 善行

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字上片島字八反間1684番3及び1685番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町大字提3011番地1-103号
武内 淳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩師吉字稲葉425番2から425番10まで、421番2並びに字名切429番1、429番2、429番8から429番58まで、430番1、430番5から430番26まで、433番1、433番5から433番11まで、435番1、435番2、435番4から435番31まで、439番6、439番8、439番10、440番2及び440番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部及び水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号日本生命博多駅前ビル
積和不動産九州株式会社
代表取締役 赤松 大介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市徳重字柳井沢488番1、488番3から488番7まで及び488番9から488番19まで

、字東谷617番1及び617番6から617番12まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地名称及び代表者氏名
宗像市石丸三丁目4番1号
トーセツ商事株式会社
代表取締役 湯山 智一

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成31年4月5日

福岡県知事 小川 洋

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成31年3月22日	稲富 昭	2551	死亡

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第70号

平成31年4月7日執行の福岡県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり変更する。

平成31年4月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

行橋市選挙区

	選挙会開催場所	日時
変更前	行橋市大字今井3759番地 行橋市民体育館	4月7日 21時20分
変更後	行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所東棟5階501会議室	4月8日 10時00分

筑紫野市選挙区

	選挙会開催場所	日時
変更前	筑紫野市石崎一丁目1番1号 筑紫野市役所2階研修室1、2、3	4月7日 21時15分
変更後	筑紫野市石崎一丁目1番1号 筑紫野市役所1階多目的ホール	4月8日 10時00分

嘉麻市選挙区

	選挙会開催場所	日時
変更前	嘉麻市上臼井446番地1 嘉麻市碓井住民センター大ホール	4月7日 21時20分
変更後	嘉麻市上臼井446番地1 嘉麻市役所碓井庁舎小会議室	4月7日 9時00分

糸島市選挙区

	選挙会開催場所	日時
変更前	糸島市前原東二丁目2番7号 伊都文化会館大ホール	4月7日 21時10分
変更後	糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所新館4階2号会議室	4月8日 10時00分

那珂川市選挙区

	選挙会開催場所	日時
変更前	那珂川市恵子四丁目1番1号 那珂川市市民体育館	4月7日 21時15分
変更後	那珂川市西隈一丁目1-1 那珂川市役所2階第2会議室	4月8日 10時00分

公安委員会

福岡県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成31年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成31年4月5日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
甲斐幸夫	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
内林美恵子		
井上道人		
福田真也		
後藤和範		
半田佐由里		
堀内理恵子		
野上幸司		
久我治		
浅野薫		
中村康三	092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
貞閑秀男		
井上耕治		
福島真祐		
松村秀豊		
片岡良二		
迫野譲二		
橋本博子		
和田和子		
久富康彦		
大穂義昭	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
長隆行		
井手英一		
早川哲也		
水野井津子		
萩尾武士		
松田伸一		
光吉勉		

吉村雄二	092 - 847 - 0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
後藤武司		
緒方健二		
柳田豊		
富山孝昭	092 - 805 - 6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
湯浅尊臣		
上村経裕		
重松悦子	092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
鶴田満徳		
矢野幸子		
羽賀美佳		
平木幸子		
西正道		
森田美佐子		
鶴田敏夫		
大嶋俊平	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
高田晃		
村岡隆裕	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
中原茂利		
結城満義	092 - 580 - 0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
三原啓資		
藤井隆夫		
恒吉健一		
井上和秀		
岡部繁次	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
森實二夫	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
酒見弘昭		
松崎美砂子	092 - 323 - 0110	糸島警察署の管轄区域

薦田勝基	糸島警察署 (少年係)	
長澤尊房	092 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
秋葉祐三子		
多田政博		
村島永俊		
廣木美	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
安田壽廣		
栗崎龍美		
片岡功一		
塚本昌俊		
原口和生	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
吉田薫		
二村勉		
小川順一		
出利葉義孝		
宮地久男		
石井政春	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
田中慎一		
高石福男		
吉野裕晴	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
新井義則		
永尾元彦		
角園茂		
山下邦弘		
木下正樹		
大森美世子		
安井伊津雄		
丸山智明		
魚住大介		

永田義則		
新井節代		
門田正信	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
山田耕治		
渡邊丈夫		
西村健一		
矢野了	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
濱田俊史		
長畑敏行		
萩原正悦		
向井浩義	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
吉田美佐夫		
八尋美穂		
長田紀俊		
野口亀人		
松井千恵美		
古田稔		
石丸昭則		
江本満	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
増田和政		
原義和		
國永芳秀		
谷中浩二	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
藤島茂治		
松尾健一		
前川信行		
尾崎龍司	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
児玉光孝		
土居誠		

本田昭三		
中野勝哉	0948 - 57 - 0110 嘉麻警察署 (少年係)	嘉麻警察署の管轄区域
梶原賢一		
入船清	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
田丸米藏		
徳野康博		
池田昇		
元永正次		
石原尚典	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
角正司		
八尋義文		
服部昌子		
田中幹雄		
大谷哲也		
熊丸雅裕		
前岡義人		
野瀬利宗		
吉貝卓	0942 - 52 - 0110 筑後警察署 (少年係)	筑後警察署の管轄区域
原口豊		
村石洋		
鶴繁樹	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
高鍋伸彦		
林繁夫		
原田美治	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
木下一徳		
坂梨博行		
山口裕子		
中島久幸		
吉弘恵子		

末藤勝士	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署（少年係）	大牟田警察署の管轄区域
木下幹雄		
藤原優子		
田中一枝		
斉藤敏博		
松岡哲二		
蓮尾義明		

福岡県公安委員会告示第74号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月5日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成31年5月4日 ～ 平成31年5月5日	福岡市の全地域
平成31年7月2日 ～ 平成31年7月16日	
平成31年7月20日 ～ 平成31年7月22日	北九州市の全地域
平成31年7月27日 ～ 平成31年7月29日	
平成31年8月3日 ～ 平成31年8月5日	
平成31年8月4日 ～ 平成31年8月6日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第75号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

平成31年4月5日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
平成31年5月4日 ～ 平成31年5月5日	福岡市の全地域
平成31年7月2日 ～ 平成31年7月16日	
平成31年7月20日 ～ 平成31年7月22日	北九州市の全地域
平成31年7月27日 ～ 平成31年7月29日	
平成31年8月3日 ～ 平成31年8月5日	
平成31年8月4日 ～ 平成31年8月6日	久留米市の全地域